

平成26年度 第1回利益相反マネジメント委員会 議事要旨

1. 日 時 平成26年11月11日(火) 9:30～10:20
2. 場 所 大学本部棟2階 第二会議室
3. 出 席 仲座栄三委員長(副学長)、西川泉副委員長(副学長・理事)、多和田眞吉委員(産学官連携推進機構)、波平恒男委員(法文学部)、高良倉成委員(教育学部)、金谷文則委員(医学部)、和田浩二委員(農学部)、古川雅英委員(理学部)、有住康則委員(工学部)、大濱善秀委員(総合企画戦略部長)、三浦新委員(総務部長)、渡部久実委員(熱帯生物圏研究センター)、植田真一郎委員(医学研究科)
- 欠 席 久保田光昭委員(法務研究科)
- 陪 席 許田正勝(地域連携推進課長代理)、湧川均(人事課長代理)、知念芳和(医学部総務課総務第一係長)、平良直人(医学部総務課総務第一係主任)、奥間奈美(医学部総務課事務補佐員)、小嶺千賀子(地域連携推進課事務補佐員)

※審議に先立ち、配布資料の確認が行われ、仲座委員長より前回委員会の議事要旨について確認があり、議事に対して意見・訂正等があれば、後ほど地域連携推進課へ連絡するよう発言があった。

4. 報告事項

(1) 平成26年度利益相反定期自己申告の提出状況について

今年度の定期申告の提出状況について、仲座委員長より資料(報告1)に基づき次のとおり説明があった。

今年度の対象者は1075名、提出数は1074名、提出率は99.9%となった。

利益相反自己申告書の提出について100%を目指したが、工学部は常勤95名に対し、94名の提出となり1名の提出がされていない状況だが、その他の学部等については100%提出している。これについてみなさんからの意見を伺いたい。

このことについて以下のような意見が挙げられた。

教員の中には非協力的な教員がおり、その方が提出されていないのだろうと思うが、今後提出するように学科等に通知して努力したいと思う。(有住委員)

→昨年目標であった100%はほぼ達成したが工学部については対応をお願いしたい。(仲座委員長)

このほかに質疑、意見等はなかった。

(2) 平成26年度臨床研究に係る利益相反マネジメントの実施状況について

臨床研究に係る利益相反マネジメントの実施状況について、植田委員より資料(報告2)に基づき、次のとおり報告があった。

臨床研究の申請について、研究課題数189件に対して715件の自己申告数があり、すべて可となった。治験の審査では課題数2件に対して自己申告が17件あり、こちらもすべて可となった。ヒトゲノム・遺伝子解析は13件の研究課題数で61件の自己申告数、こちらも可である。疫学では62件の研究課題数で187件の自己申告数すべて可である。この報告については質疑、意見等はなかった。

5. 審議事項

(1) 平成26年度 利益相反定期自己申告に対する利益相反ワーキンググループの調査報告について

今年度の定期自己申告の審査について、多和田委員より資料(議題1)に基づき次のとおり説明があった。

今年度の自己申告対象者1075名おり、自己申告された方は1074名であった。

その中で「平成25年度及び26年度中に産学連携活動等を行った又は行う予定がある」と回答したのは386名であった。そのうち「利益相反マネジメントの対象事項及び基準」に該当したのは24名であった。ワーキングで調査した結果ではヒアリングの対象となるものはいなかった。

続いて、多和田委員より資料(議題1)についての読み上げがあり、24名の対象者について、一覧により確認・審議した結果、下記の1名については兼業申請を提出するよう通知の上、ワーキングで確認することとなった。

理由：役員就任及び、100万円の収入があるのに兼業届の提出がされていない。

→技術的なアドバイザーをしていることを確認しており、兼業届を提出するよう本人に連絡しているがなかなか出てこない状況である。(湧川人事課長代理)

→届けを出せない理由が他にあるのか？人事課から再通知した上でワーキング調査をし、必要ならばヒアリングするほうがよいのではないか。(大濱委員)

→事務サイドで督促をする。兼業届が提出されたらワーキングを行う。(多和田委員)

→兼業届が出ていないのは問題であるため、厳重に対応したほうがよい。この件についてはワーキングで調査後に必要があれば委員会を開くとして、問題がなければ報告をしてもらうこととする。(仲座委員長)

また審査に関連して、以下のような質疑・応答があった。

・エクイティの保有について、未公開株の保有は個人のプライベートと思うが、産学連携

活動がないにも関わらず未公開株をわざわざ申告する必要があるのか？（高良委員）

→個人の問題ではあるが、後に企業と個人が利害関係にあると指摘された場合に、自己申告をしていない場合、大学として個人を守れないことがある。未公開株も利益相反の可能性のあることから自己申告は必要である。（大濱委員）

→極めて難しい問題ではあるが、研究者は企業の実態を把握できる立場である可能性が高いため、自己申告をすることは大事なことである。（仲座委員長）

（２）「国立大学法人琉球大学医学部における臨床研究に係る利益相反マネジメント要項」一部改正について

これについて、医学部総務課総務第一係の知念係長より資料（議題１）に基づき次のとおり説明があった。また追加資料として全国医学部長病院長会議で平成２５年１１月１５日に制定された医系大学・研究機関・病院のＣＯＩマネジメントガイドラインを配布。

このガイドラインは昨年新聞報道もあったノバルティスファーマ高血圧剤治療薬の臨床研究に係る不正事案をうけ、全国医学部長病院長会議から出されている。

ガイドラインで求めているＣＯＩ委員会の役割や委員会構成などを確認したところ本学の部会要項で不足しているのが２点ある。１点目は委員会の構成人数について、ガイドラインでは秘密保持の観点から５名～７名、女性を含めるとあるが、本学は４名であるため女性を含めることを追加しクリアしたい。

もう１点は審査の回避要請等についてガイドライン２０ページの④について、本学ではこの対応がされていないため、改正したいと考えている。

本学の医学部における臨床研究に係る利益相反マネジメント要項の委員会構成については第３条、回避要項等については第８条の改正となる。

また医学部の組織改変に伴い、第１４条にある医学部における臨床研究利益相反マネジメントに関する庶務についての記載を医学部総務課と変更している。

このことについて、以下のような質疑・応答があった。

男女両性で構成することをわざわざ明記する必要があるのか？女性を条文で制約する必要があるのか？もともと男性で構成するとは明記されていないが。（高良委員）

→これについては両性であると明記することがポイントではないか。両性で構成されなければならないという意味であると考え。（仲座委員長）

→明確な答えを求められると困るが、研究全般をみても男性研究者中心の傾向があるため、女性が入ることによって普通の社会を構成している視点からガイドラインに明記されたと考えられる。（植田委員）

この改正案について、異議はなく承認された。

以 上